慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	太平記の評価に関する一・二の問題
Sub Title	Some problems of Taiheiki
Author	長谷川, 端(Hasegawa, Tadashi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1969
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.27, (1969. 3) ,p.76- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国語国文学・中国語中国文学特集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00270001-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

太平記の評価に関する一・二の問題

長谷川　端

一

五十年にわたる南北朝の内乱を生き抜いて来た知識人たちの所産である太平記は、現在でも毀誉褒貶常ならぬ評価を受けているというのが実情である。われわれ太平記研究者に現在課せられている最大の課題は、「中世叙事詩としての軍記物語」という正体のあいまいな観点から平家物語の影にひきつけられた形で行なわれることの多かった従来の太平記研究から脱皮し、太平記の独自性をいかなる形で見いだしていくかということである。そこで、本稿では、太平記作者の現実追求のエネルギーの源泉とその質を探るために、まず天皇及びその周辺の古代的権威を作者がどのように受けとめているか、という問題から入っていきたい。

（イ）都テ諸道之廃タルを興シ、一事ノ善ヲモ賞セラレシカバ、寺社禅律之繁昌コヽニ時ヲ得、顕蜜儒道之碩才モ皆望ヲ達セリ。誠ニ天ニ受ル聖主、地ニ奉タル明君也ト、其徳ヲ称シ、其化ニ誇ラヌ者ハ無リケリ。(1)

と後醍醐天皇は巻一に登場する。作者は、「見ル人眉ヲ頻メ、聞人舌ヲヒルガヘス」北条高時との対比を行ない、北条氏の没落と親政復活の必然性とを語る姿勢を見せ、新関の廃止、米の廉売に関する史実を意識的に天皇治世の当初まで引きあげている。

しかし、天皇の権謀武力をこととする強引な政治に対しては、同じ巻一の「関所停止事」の末尾で次のように言わざるを得なかった。

（ロ）着レ心ヲ看レバ之、誠ニ治世安民之政、若シ機巧ニ付テ是ヲ見レバ、命レ世ニ亜聖之才トモ称シツベシ。惟恨ラクハ斉桓覇ヲ行イ、楚人弓ヲ遺シニ、叡慮スコシキ似タル事ヲ、是則所以ト草創ハ雖レ幷ニ一天一、守文ハ不レ超中三載ヲ上ナリ。

ここでは、天皇がせっかく天下を一統しながら、王道を行なわず狭量であったために、親政を維持すること三年を越えなかった、と批判しており、（イ）の内容とは相容れず、太平記の序文と相通うものをもっていると考えるべきであろう。序文では「其ノ徳欠ル則ハ雖レ有レ位ニ不レ持」と、治世の善悪が問題にされているのである。ここには南北朝内乱期に生きる知識人の常識が正しく打ち出されており、天皇の権威といえども、その治世の是非において批判、克服される段階に来ていることがわかる。

北畠親房も「君は尊くましませど、一人をたのしませめ万民をくるしむる事は天もゆるさず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否にしたがひて御運の通塞あるべくぞおぼえ侍る。」として天皇個人に絶対的権威をみとめていないのである。ここで、すでに歴史家によって指摘されている、『梅松論』にあらわれた承久の乱の取扱い方を見てみよう。乱の勃発にあたって、泰時は父義時にむかって「国皆王土也。サレバ和漢共ニ勅命ニ背者何カ独安全ナリシ。（中略）然ニ身ニ当テ無誤ト云共、今正ニ勅勘ヲ蒙事、歎有余。只天命難レ遁者也。所詮合戦ヲ止テ可ニ降参ニ」というのであるが、これにして義時は「思惟シ」したのち「甚以神妙也。但是ハ君主御政正キ時ノ事也。近年ノ風躰ヲ見ルニ、公家ノ御政務古ニカハリ実ヲ失リ。朝ニ勅裁有テタ方ニ改リ、一所ニ数輩ノ主ヲ付ルヽ間、国土敢テ穏ズ。此災イマダ不レ及ハ恐クハ関東也。……」[2]と語っている。すなわち、この事件の責任は院側の失政にあり、その失政の災は関東には及んでいないが全国的なものなのだという。こうして後鳥羽院の隠岐流されも、「忠アテ誤ナキ関東三代将軍家ノ遺跡ヲ亡サルベキ天気アルニヨテ、科上ニアリテ下を責給シカバ、天道不与ノ道理ニ帰シテ、終ニ仙洞ヲ隠岐ニ遷奉ル。雖レ然猶武家ハ天命ヲ恐テ、御孫ノ後堀川天皇ヲモテ御位ニ即奉リケリ。神妙沙汰ナリ」[3]。と語られるのである。ここでは院の権威も『吾妻鏡』・『承久記』のようにふれるべからざるものとして批判の外にあるのではなく、その政治の是非が降参か攻撃かを決するものとして批判の対象にされているばか

りでなく、幕府による院の遠流も道理に基づいた神妙な沙汰としてとらえられているのである。引用部分の、「朝ニ勅裁有テ夕ニ改リ、一所ニ数輩ノ主ヲ付ル丶間、国土敢テ穏ズ。」とある部分は、太平記巻十二において建武政権の恩賞の沙汰を「或ハ内奏ヨリ訴人勅裁ヲ蒙レバ、決断所ニテ論人ニ理ヲ付ラル。亦決断所ヨリ本主安堵ヲ給ケレバ、内奏ヨリ其地ヲ恩賞ニ行ハル。如レ此互ニ錯乱セシ間、所領一所ニ四五人之給主付テ、国々動乱静リ難シ。」（公家一統政道事付菅丞相事）と語っていることと大いに関係があろう。

『梅松論』の承久の乱の取扱い方は右に見たように、まさに南北朝内乱期の知識人による天皇の古代的権威に対する解釈であり、その意味では神皇正統記とも太平記とも通じあうものであった。(4)

ところで、巻一の冒頭は次のようである。

（ハ）爰ニ本朝人皇ノ始、神武天皇ヨリ九十六代ノ帝、後醍醐天皇ノ御宇ニ武臣相模守平ノ高時ト云者アリテ、上ニハ君ノ徳ニ違ヒ、下ニハ臣ノ礼ヲ失フ。依テ是ヨリ四海大ニ乱テ、一ッ日モ未レ安。狼煙天ヲ翳シ、鯨波地ヲ動ス。今（ニ）至マデ卅余年、一人トシテ未レ得富ニ春秋一、万民無レ所措ニ手足一。

序において作者は、政治の安危の来由は天の徳、地の道にある、従って天子に徳の欠ける場合は位にあるといえども保たず、臣下の道が違う時は威あるといえども保たずと、その基本的な政道観を披露したが、巻一の発端部で後醍醐、北条高時ともに明君、良臣の資格に欠けるというのである。この部分をさきに引用した（イ）と比較してみた場合に矛盾のあることに気が付くであろう。さらに（ハ）にあらわれた作者の歴史意識は、巻三十五「北野参詣人政道雑談事」の「儒学之人カト覚シキ雲客」の

（ニ）抑自ニ元弘一以来、世乱テ既ニ卅余年、天下一日モ未ニ静事得一。自今後モ何ゾ徇ルベキ期有リ共不レ覚。是ハ如何ナル故トカ御了簡候

という変転極りない第三部の世界から出された問題提示の方法と、その発想において大きな類似を見せていることに注目したい。それは、太平記序および冒頭に見られる歴史意識は第三部のそれと同じだということである。冒頭の後醍醐批判と通じあうものを第三部から一つ挙げるならば

（ホ）先朝（後醍醐）随分賢王之行ヲマナビシカ共、真実之仁徳、撫育之叡慮ハ惣ジテナシ。継レ絶興レ廃、神明仏陀ヲ御帰依アル様ニ見シカ共、嬌餝ノミ有テ、実儀マシマサズ。（巻二十七雲景未来記事）

とあり、序に見られる意識との間に距離はないと考えられるのである。ということは、太平記の序およびそれに続く巻一の発端の部分にあらわれた歴史意識は、儒教思想を根幹とする作者の歴史認識の方法論を打ちだしている二本の柱ともいうべき巻二十七の「雲景未来記事」と巻三十五の「北野参詣人政道雑談事」の両章段に見られる意識と同一のものであり、第三部の成立時期と、現存諸本に見られる序が書かれ、巻一から少くとも巻四（後醍醐の隠岐遷幸を中心に構想されている）くらいまでがかなり大幅に改められた時期とは同じ頃であろうと考えられる。

上例の（イ）の部分が、太平記第一部改訂前の、腐敗し統制力を失った北条政権による政治の混乱を批判する立場がそのまま宮方的にならざるを得なくなっていた建武新政以前の、当時の社会情況を直接的に反映しているのに対して、序や巻一の発端部に見られる後醍醐批判そしてそこに見られる作者の歴史意識は、作者ともども期待した建武政権成立以後のものであろう。太平記第二部のはじめで新政権の恩賞処理の乱脈ぶりを批難し、雑訴決断所についても、「凡事ノ体厳重ニ見テ堂々タリ、サレ共是モ猶理世安楽ノ政ニアラザリケリ」といい、新政権が計画した大内裏の造営を

（ヘ）安元二年ニ、日吉山王ノ御崇ニ依テ、大裏ノ諸寮一宇モ不レ残焼ニシ後ハ、国ノ力衰テ、代々聖主今ニ至ルマデ、造営ノ御沙汰無リツルヲ、今兵革ノ後世末レ安、国弊ヘ民苦デ、馬ヲ花山之野ニ放テ、牛ヲ桃林の塘ニツナガルニ、大内裏作ラルベシトテ、昔ヨリ今ニ至ルマデ、我朝ニハ未用レ紙銭ヲ作、諸国ノ地頭御家人ノ所領ニ課役ヲ被レ懸之条、神慮ニモ違ヒ、驕誇ノ端共成ヌト、眉ヲヒソムル智臣モ多カリケリ。（巻十二公家一統政道事付菅丞相事）

と語り、また新政権の政策全体について万里小路藤房の口をかりて

（ト）悲乎其迷ル事、元弘大乱ノ始メ、天下之士挙テ官軍ニ属シ、事更ニ無他。只一戦ノ功ヲ以テ、勲功之賞ニ預ラント思ヘル故也。サレバ世静謐ノ後、立レテ忠ヲ望ミ恩賞ヲ輩、幾千万ト云数ヲ不レ知。爾カドモ、公家被官ノ外ハ未恩賞ヲ給リタル者非ル

ニ、申状ヲ捨、訴ヲ止メタルハ、是忠功之立ザルヲ恨ミ、政道ノ正シカラザルヲ見テ、皆己が本国ニ帰者也。（巻十三藤房卿遁世事）

として、さらに(ヘ)と同じ内容の批判を続け、「痛乎今之政道、只抽賞之功ニ当ラザルノミニ非ズ、兼テハ綸言ノ掌ヲ翻スニ憚リアリ。今若武家之棟梁ト成ヌベキ器用ノ仁出来シテ、朝家ヲ禍シ申ス事アラバ、恨ヲ含ミ政道ヲ猜天下之士糧ヲ荷テ招カザルニ集ラム事疑有ベカラズ」と、「公家武家水火ノ諍」（『梅松論』）ですぎた元弘三年の情況を適確に表現しえていることから考えても、(ロ)の内容は(イ)と同じ時期に書かれたものではない、と判断できるのである。このことから、(ロ)は、太平記が何度かの改訂[5]を経てゆく過程で、序が書かれた時期――それは巻一の発端部が現在のような形で書かれ、かつ巻二十七の「雲景未来記事」や巻三十五の「北野参詣人政道雑談事」が太平記第三部の中に位置を占めるようになった時期でもあるが――に序や巻一の発端部にあわせる形で修正または補足が行なわれたものであろう。

ここで、引用文(ハ)（巻一）と(ニ)（巻三十五）にみられる「卅余年」について考えてみると、この二つの三十余年は決して偶然に符合しているのではなく、(ハ)の「卅余年」が銘肝腑鈔所引太平記断簡や天文本に見られるように「廿余年」とあるのがかりに認められるにしても、起算の源は元弘の乱（一三三一年）であると考えられるので[6]、巻一に改訂の手が加えられて現在われわれが見るような形になったのは、後醍醐天皇が既に崩御して楠正行も戦死し（一三四八年）、足利直義と高師直の軋轢から観応の擾乱が惹起された一三五〇年代のはじめから、足利尊氏が死去し（一三五八年）、続いて守護大名間の幕府内の権力をめぐっての争いが展開される一三六〇年代のはじめにかけての頃が考えられる。太平記の記事の内容からいうならば巻二十七から巻三十五にかけての時期である。つまり、第三部の世界と共通する歴史意識がそこには見られるのである。

(1) 引用文は西源院本（昭和十一年刀江書院刊）による。尚、句点および濁点は長谷川による。

(2) 京大本『梅松論』一一頁。流布本では、「禍いまだ及ばざる所は恐らく関東のはからひなり」とある。流布本によった永原慶二氏は、「事件の責任は院側の失政にあり、逆に今まで問題の起らなかったのは幕府の力によるのだという。」（『日本封建社会

論』二八一頁）と、解釈された。京大本の本文でも永原氏のように受けとれないことはないと思われるが、地域的な問題としてしばらくは解釈しておきたい。

（3）前掲書一四・五頁。

（4）太平記（西源院本七七九頁）には「君ヲ遠島ヘ配シ奉リ、悪ヲ天下ニ行シ義時ヲ浅猿ト云シカドモ、宿因ノ有程ハ、子孫無窮ニ光栄セリ」とある。「云シカドモ」と過去形にしていることから、太平記作者は義時の治政を非難した時点の外に立っているものと思われる。

（5）太平記が現在われわれの見るような形になるまでには何度かの改訂を経てきたことは、『難太平記』の記事からも充分いえることである。

（6）平田俊春氏は「太平記の成立」（『吉野時代の研究』所収六八三―五頁）で、太平記が正中の変ではなく元弘元年の変をもって南北朝内乱の起点としていることを論証している。

二

ところで、第三部の中で、巻二十七の「雲景未来記事」と巻三十七の「北野参詣人政道雑談事」[1]の二章段に作者の思想が強く表われていることは広く知られているところであるが、この両章段はその構成、太平記の中にとりいれられた方法・時期などについても様々な問題を持っている。まず前者の位置について少しくふれたい。この「雲景未来記事同天下怪異事」の段は、西源院本・織田本や神田本では巻二十七の終段であり、この直前の段「左兵衛督欲被誅師直事」の末尾は「去程ニ天下之政道、併武家之執事ノ手ニ落テ、今ニ乱レヌト見ヘナガラ、今年（貞和五年）ハ無為ニテ暮ニケリ」で終っている。そして、次の巻二十八の冒頭は「貞和六年二月廿七日改元有テ観応ニ移ル。去年八月十四日ニ、武蔵守師直、越後守師泰等、将軍ノ御屋形ヲ打囲テ、云々」とあるように、「左兵衛欲誅師直事」の段に接続しているのである。従って、この段は太平記編集者の思想を明確に表現したものではあるが、構成上の影響力という点で

は、巻二十六の「大塔宮霊宿胎内事」が後のストーリーの展開に大きな影響を持っているのと対蹠的である。「雲景未来記」を含む巻二十七の後半の諸本による本文改訂の過程については、鈴木登美恵氏に詳細な研究があるが、[2] それによれば「雲景未来記事同天下怪異事」の段を持たない玄玖本・京大本などが最も古い形であり、西源院本などにおいてまず巻末に附加され、それが前田家本などの段階で前後の記述に呼応し構想の展開に関連する形をとり、さらに天正本などの段階では一応定着した詞章が改訂されるようになると、本文改訂の過程が考察されている。

雲景未来記では、出羽国羽黒の山伏雲景が上洛して天竜寺見物に赴いたところ、老山伏と道連れになり愛宕山へ誘われる。そこの座主の坊と思われる所には多くの人々が居り、広庇にいた一人の山伏が雲景に向って「天下之重事、未来之安否」について呵責のない批判を語って聞かせるのである。その山伏は実は世間の人が扱いかねている評判の「愛宕之山ノ太郎坊」であり、上座の人々は「悪魔王之棟梁」となった後鳥羽院、後醍醐院などであると明かされる。雲景は気がつくと内裏の椋の木の下に立っている自分を見出し、宿に帰って後、天狗の言ったことばを書き記した、という趣向がとられていて、明らかに「吉野御廟神霊事」などと同趣のものである。雲景の未来記は貞和五年閏六月三日に書かれたことになっているが、この日は未来記中に出てくる「乱世ノ媒ノ為ニ」現世へ遣わされた村雲の僧、つまり足利直義が帰依した妙吉侍者がいづこともなく逐電した日である（『園太暦』）。ということは、妙吉侍者のいた一条堀川の村雲橋という地名および達磨大師の再来として直義の尊崇を受け、そのため「山門寺門之貫主、宗ヲ改メテ衣鉢ヲタモチ、五山十刹之長老モ風ヲ顧テ吹挙ヲ望」み、奉行頭人は彼にへつらい、「車馬門前ニ立連ナリ、僧俗堂上群集ス」（巻二十七妙吉侍者事）と書かれた妙吉の栄耀そしてあざやかな逐電ぶり（同巻）から、作者は巻二十六「大塔宮亡霊宿胎内事」に接続させるべくこの「雲景未来記事」を書いたものであろう。

これに対して、「北野参詣人政道雑談事」はその位置が変っていても古写本から流布本にいたるまで存在しており、「雲景未来記事」が活字化された西源院本で一一一行であるのに比べて、二倍以上の二六一行の本文を持っている。この段は西源院本や神田本などの巻三十五「山名作州発向事并北野参詣人政道雑談事」という七行の山名時氏が播磨・因幡の赤松氏の諸城を攻める段をその前に持って い

る形から、南都本のように巻三十五巻の中で「北野通夜人々雑談事」のように一応独立した章段とする形式を経て流布本にそのままうけつがれるわけであるが、巻数のたて方から米沢本などのように巻三十六に持ってきている本もあり、また天正本のように「政道雑談事」として巻三十八の一巻をそれにあてている写本すら存在しているのである。このいわゆる北野通夜物語は、このように太平記諸本にすべて存在しているのではあるが、「雲景未来記」と同様に、他の巻々に筋の上では何らの影響を与えていないのである。従って、巻二十六「大塔宮霊胎内事」が幕府内随一の権力を握った高師直を中心とする高一族の運命や師直に敵対する畠山・上杉氏のそれを予見して、巻三十にいたるまでの政治の方向を暗示していることや、巻三十四「吉野御廟神霊事」が守護大名間の権力闘争の過程で没落して行く細川・仁木・畠山らの運命を暗示して巻三十九までの見通しの上に書かれているのに対して、量においてそれらとは比較にならない厖大な詞章を持つこの北野通夜物語がそれ以後の筋の展開に影響を持たないという事実は、この章段が右の二章段とは成立を異にしているという疑問を抱かせる根拠になっているといえよう。

太平記第三部の世界で、作者は現実世界をどのように受けとめているかを見てみると、「雲景未来記」では

（チ）臣君ヲ殺シ、子父ヲ殺シ、力ヲ以て可争時至ル故ニ、下尅上ノ一端ニヨリ、高貴清花モ君主一人モ、共ニ力ヲ不レ得シテ、下輩下賤之士、四海ヲ呑ム。依レ之天下武家ト成者也。是誰カ能ニモ非、時代機根ニ相崩テ、因果業報之時至ル故也。

と、下剋上の時代であることを認めている。つまり、時代の流れとそこに生きる人々の欲求がこの下剋上の時代を生んだのであり、それはさだめであるという。ここに見られる作者の考えは、吉野の南朝に多年奉公した上北面の、後醍醐天皇の廟前での「抑今ノ世何ナル世ゾヤ。有レ威而無レ道者義ヲ亡スト云置シ先賢之言ニモ背キ、護ニ百王一誓ヒシ神約モ不レ誠。（中略）臣君ヲ犯セ共天罰モナシ、子父ヲ殺セ共イカリヲモ未レ見、コハ何ト成行世中ゾヤ」（巻三十四吉野御廟神霊事）という慨嘆を経て、北野通夜物語における内典の学匠の「天下之乱ヲ倩案ズルニ、公家之御禍共武家之僻事共難レ申。只因果ノ感ンズル所トコソ存候へ。」ということばに表われているように、歴史のさだめを再び確認するのである。

それでは、作者は、「山賊与二海賊一寄合テ、互ニ犯科ノ得失ヲ指合」すような、守護大名たちの権力闘争で明けくれる足利政権下の

下剋上の現実をそのまま肯定しているのかといえばそうではない。作者は北条政権の亡びを「是必ツモ後醍醐院之聖徳之至ニ非ズ。自滅之時致(イタル)也。」と、歴史の流れであることを説き、後醍醐が時代の趨勢を理会せずに「仁徳聖化ハ昔ニモ不」及シテ、国ヲ執ラム御欲心計ヲ先トシ」て、いわばマキァベリズムそのままに強引に建武一統の世に持ち込んだと批判しているのである。ここで、太平記作者の御都合主義を指摘することは可能であるが、しかし足利政権下に太平記を書き続ける作者に武家政権否定の思想を要求することは無理なことであろう。作者は第三部の世界が守護大名たちを下からつきあげている国人・悪党らの動きによって大きく左右されている点にも気がついているのである。それは、巻三十六で、延文四・五年の南朝攻撃の際に、鎌倉管領基氏の執事畠山国清が率いて上洛した関東勢は数ケ月にわたる和田・楠勢のゲリラ戦に戦意を喪失し、「馬物具ヲ売」るまでに財政的にも逼迫してしまったので、大将畠山に報告もせずに本国に帰ってしまったことが語られているが、この合戦の戦果があがらなかったこともあって畠山は面目をつぶして鎌倉へ帰って後、怒りにまかせて、さきに帰国した大名・小名たちの本領没収という措置をとった。これに対して、大名・小名たち「宗徒之者共千余人、神水ヲ飲デ」つまり、神前盟約を行なって執事罷免を基氏に迫るという行動をとっている。この時、基氏は「下トシテ上ヲ退クル嗷訴、下刻上之至リ哉」と心中憤るのであるが、「此物共ニ背カレナバ、東国一日モ無為(ブイ)ナルマジ」と冷静に現状を認識して、畠山追放にふみきった、と語られている。基氏のことばは東国の平和（無為）が国人層の動向によって決定されるという認識にたっていることを示している。ただ、作者が国人層を意識的に太平記の中で扱っていこうという姿勢を持ち得なかった点には太平記作者の歴史認識の限界がうかがわれ、その限りでは、永積安明氏の「歴史はこのような（注　下剋上の）現実的な力の線にそって発展しているということの、事実としての容認が、ここではほとんどいま一歩で自覚的な意識となるほどのかたちで、とり出されようとしている。」[3]という指摘は正しい。

ところで、作者が国人層の動向を汲みあげ得なかったことはいつにかかって作者の王道思想にあると考えられる。現実の政権担当者が武家であることは容認し、その武家政権も国人層の要求を容れなければ下剋上の危険にさらされることを知っている作者も、「夫天子者万機之政ヲ行テ、四海ヲ治メ玉フ者也」（巻二十五朝儀事）というのであるが、我々は作者がこのように発言する契機に注目する

必要があろう。右の引用文は次のことばに直接接続するものである。

（リ）此三四年が間ハ、国々ニ兵革雖レ不レ止、四国中国之宮方漸々ニ亡シカバ、京中之百官万民、今者国衙庄薗ニ公家ノ御知行ニ成リ、正税官物モ運送之煩アラジト悦アヘル処ニ、路次之狼藉モ猶不レ止、本主之領知モ不レ叶、天下只武家之為ニ押領セラレシカバ、洛中貴賤窮困之愁ヲ抱ズト云者ナシ

すなわち、庄園の税物が都に上ってこないための公家階級の疲弊、都市人の困窮が作者にとっての関心事なのであり、そこから「一度モ断絶有マジキ」年中行儀が「近年武家ノ奢侈、公家衰微ニ依テ」全く行なわれなくなったことへの歎きが誘発され、「サレバ仏法モ神道モ、朝儀モ礼節モ、曾テ無世ニ成ニケリ」と末世思想との結合が示されるのである。このように公卿階級の経済的困窮に対比することによって、次のような現実批判が続いて行なわれる作者の精神構造は太平記を読む場合に考えなければならないことであろう。

（ヌ）武家之輩如レ斯諸国ヲ押領スル事モ、軍用ヲ支ヘム為ナラバ、セメテハ無レ力折節ナレバ、心ヲ遣方モ可レ有、ソヽロナルバサラニ依テ、身ニハ五色ヲ粧キ、食ニハ八珍ヲ尽シ、茶会酒宴ニソコバクノ費ヲ入、傾城田楽ニ無量之財ヲ与シカバ、国費人疲レテ、飢饉、疫癘、盗賊、兵乱止時ナシ。是全ク天ノ災ヲ降スニ非ズ、只国ノ政無ニ依者也。然ニ愚ニシテ道ヲ知ル人ナカリシカバ、天下之罪ヲ身ニ帰シテ、己ヲ責ル心無リケルニヤ。（下略）　（天竜寺事）

この対比による現実批判という方法は、巻二十一の「蛮夷階上事」と「天下時勢粧事」、巻三十三の「飢人投身事」と「武家人富貴事」においても同様であり、作者が太平記の中で採ってきた基本的な方法であるといえる。作者は下剋上の時代の中で、寺社・本所領の守護大名による押領が「軍用」のための一時的・臨時的なものであるならば、それを容認せざるを得ないと考えるのであるが、守護領国化をめざす恒久的一円知行を認めるわけにはいかないのである。それは作者がどのような立場にたち、どのような生活圏に属している人であるかを物語っているといえよう。

止むことのない「飢饉・疫癘・盗賊・兵乱」はすべて政の欠除からきているのである。作者にとって政とは「道」であり、「万ツ国ヲ理リ、人ヲ撰デ浅深ヲ知ル、然レ共善悪親疎ヲ不レ分、撫育スル」こと（巻二十七）である。仁政を行なうものでなければ政権担当

者としての資格はない、これが根本の判断基準である。北野通夜物語の冒頭で、民苦使について語り、鎌倉幕府四代の執権泰時の率先実行やその子時頼の諸国を斗藪して実地に理非曲直を探り、正道を行なうことにつとめたことを力をこめてのべた理由は明白である。

太平記が武家の政権掌握を歴史的必然と見ていることについてはさきにのべたが、北条七八代まではおのれを慎しみ、民を撫育して正当な政権担当者たりえたとみなしていることは注目に値する。従って、北条政権の倒壊は、高時の僭上遊逸に焦点を合わされ、「自滅之時」の必然的到来として考えられるのである。ここで一つ疑問なのは、折角北条政権を倒したけれども後醍醐に堯舜帝のような聖徳がないから「高時ニ劣ル足利ニ世ヲバ奪ハレサセ給ヌ」とされているその足利氏が、政権を掌握した当初は「政道ハ能行ンズル者ヲ」と期待されていたように書かれていることである。本文からある箇所をとり出して論ずることは常に危険が伴うのを承知の上でその箇所を見てみよう。「雲景未来記」の中で、雲景が天狗に、直義と高師直のいずれが正しいかを問うたときに、天狗は「何方之道理トモ申難シ。其故ハ此人々世ヲ取シ始ハ、一日モ四海ヲ持タラバ、政道ハ能行ンズル者ヲト思シカ共、上暗ク下諛(ヘツラヒ)テ、諸ニ親疎アリ。サレバ神明三宝之冥鑒ニ背キ、人望ヲ失シニ依テ、我非ヲバ不レ知、誹合(ソシリ)フ心アリ。只獅子之虫ノ獅子ヲ食ガ如シ。適仁政ト思モ仁政ニ非ズ。只人ノ歎而已也。(下略)」と答えている。西源院本(神田本も同じ)の傍線部分は、天正本では「其故ハ此人々○(流布本身ノ難ニ逢ヒ)不肖(不運の意)也シ時ハアハレ世ヲ持ハ政道ヲハ能ク行ハンスル物ヲト思シカトモ其ノ身富貴充満ノ後ハ古ノ有増一事モトホラズ(流布本不レ通ゼ)」とあり、彼等が建武政権のもとにあった時は政権掌握の暁には成し遂げたいと希望していた仁政は、武家の世となり富貴充満の後はすっかり忘れ去られたとして、西源院本に見られる内容が明確に表現されている。もっとも、天本本の「トホラズ」とそれを漢字に改めている流布本の「不レ通ゼ」との間には主体をめぐる微妙な差が出てくると思われるが、ここではふれないことにする。

作者の抱くことのできた武家政権に対する期待がすでに見てきた建武新政に対する失望にその因を持つことは明らかである。建武政権成立後の後醍醐天皇側近派の嬌慢を千種忠顕に代表させている。彼は六条内府有房の孫で文学の道を嗜むべきであるのに、「弱冠ノ比ヨリ吾道ニモアラヌ笠懸、犬追物ヲ好ミ、博奕淫乱(イ)ヲ事トシ」ていたが、忠功によって大国三ケ国・関所数十ケ所を領するようになって、家人たちに毎日酒を振舞い、諸大夫侍三百人を堂上での配下とし、家には五六十匹の馬を飼い、酒宴の後は数百騎を引きつれて

内野北山のあたりに小鷹狩をして遊ぶのが慣わしだった。「僭上無礼ハ国ノ凶賊也ト、孔安国が誠ヲ恥ザリケルコソウタテケレ」と非難されている。さらに、北条政権を倒した一つの大きな源動力となった護良親王の驕慢、配下の暴虐はそのスケールにおいて忠顕の比べうるところではなかった。彼は足利尊氏を倒すために武芸を嗜む者とあればその器用を問わず登用し、京の街で彼らが引きおこすトラブルは尊氏との関係を緊迫したものにしていった。また、僧侶の堕落も文観僧正をその代表として目にあまるものがあった。こうしたなかで守護クラスの武士たちは「今ノ如クニテ公家一統之天下ナラバ、諸国ノ地頭御家人ハ皆奴婢雑人ノ如クナルベシ。哀何ナル不思議モ出来テ、武家四海ノ権ヲ執ル世中ニ又ナレカシ」と希求するのであるが、太平記の作者もまた、王道によらず覇道を事とする後醍醐天皇の治政に失望し、「神慮ニモ違ヒ、驕誇ノ端共成ヌト、眉ヲヒソムル」当代の知識階級の一人であった。

（1）拙稿「『太平記』作者の思想――「北野参詣人政道雑談事」に現われた政道観」（芸文研究第九号）参照
（2）「太平記の本文改訂の過程――問題点巻二十七の考察――」（国語と国文学昭和三十九年六月号）
（3）「平家物語と太平記」一六一・二頁（『中世文学の展望』所収）